

## 質問の回答(北部地区公園)

	質問内容	回答
1	応募書類(8) 表明・確約書について、今回役員用の書式がありませんが、役員の署名は必要なしという事でよろしいでしょうか？	そのとおりです。なお、「【様式】「表明・確約書」(団体用)」は各構成企業がそれぞれ記入し、「【様式】「表明・確約書」(団体(JV)用)」は共同事業体として記入願います。